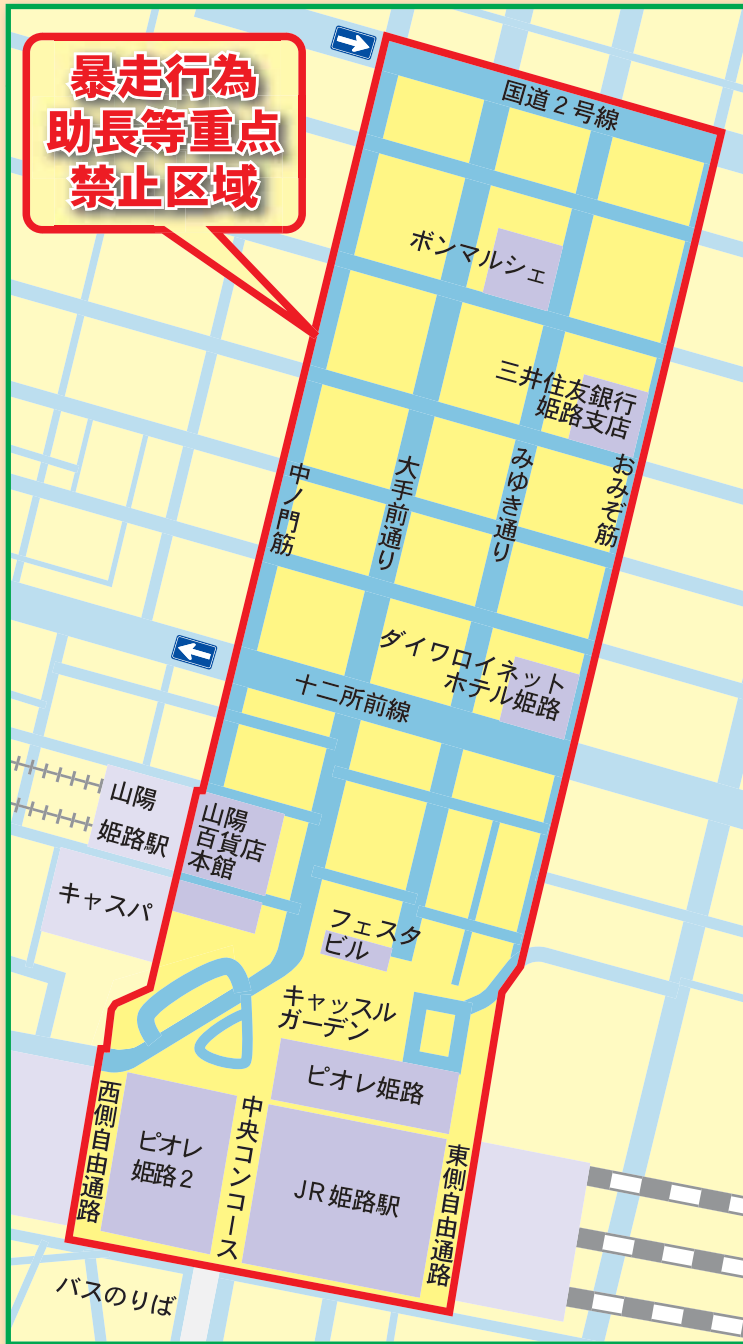


「姫路市民等の安全と安心を推進する条例」

暴走行為助長等重点禁止区域において暴走行為を助長する行為などを禁止します！



禁止行為

声援、拍手、手振り、身振り又は旗を振り、暴走行為をあおること

罰則

5万円以下の罰金

禁止行為

祭礼又は興行等の娯楽的催物に際し、公共の場所において特攻服を着用し2人以上共同して大声を発する等の著しく公衆に迷惑を及ぼし不安を与える行為

中止命令

中止命令を発令します

罰則

中止命令に従わない場合、5万円以下の罰金



安全で安心なまちづくりのため
市民の皆さんの
ご理解とご協力をお願いします！



姫路市危機管理室

〒670-0940 姫路市三左衛門堀西の町3番地
姫路市防災センター5階
TEL (079)-221-2090・2095 FAX (079)-221-2916